

山形広域環境事務組合次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成17年4月  
山広環規則第3号

改正 平成28年3月山広環規則1号

(趣旨)

第1条 この規則は、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号。以下「次世代法施行令」という。）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号。以下「女性活躍推進法施行令」という。）第1条第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第15条第1項に規定する特定事業主等について定めるものとする。

(平28規則1・一部改正)

(特定事業主等)

第2条 次世代法施行令第2項に規定する次世代法第19条第1項及び女性活躍推進法施行令第1条第2項に規定する女性活躍推進法第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとする。

特定事業主	特定事業主行動計画における対象職員
管理者	管理者が任命する職員

2 次世代法施行令第2項及び女性活躍推進法施行令第1条第2項の規則で定める職員は、前項の表の左欄に掲げるものの区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める職員とする。

(平28規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成２８年３月改正）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。